

○飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱

平成29年1月6日

飯塚市告示第8号

改正 R4-102、R5-106

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査(以下「健診」という。)を実施することにより、生活習慣病の予防を推進し、もって医療に要する費用の適正化を図るため、飯塚市国民健康保険条例(平成18年3月26日飯塚市条例第149号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健診の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 健診を受診する日において本市国民健康保険の被保険者である者(妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)
- (2) 当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者。ただし、健診を受診する日において75歳未満の者に限る。

(R5-106一改)

(実施方法)

第3条 健診は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定めるところにより実施する。

- (1) 個別健診 市長があらかじめ定める期間内に、病院等(以下「健診機関等」という。)において実施する健診
- (2) 集団健診 市長があらかじめ定める日時及び場所において実施する健診

2 市長は、健診を実施するに当たり、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)に定める項目の診査を実施できる健診機関等に委託するものとする。

(受診回数)

第4条 健診の受診回数は、同一年度内において、同一人につき1回とする。

(健診項目)

第5条 健診の項目は、別表に定めるとおりとする。

(受診券の交付)

第6条 市長は、毎年度、対象者に受診券を交付する。

(受診方法)

第7条 健診を受診する者(以下「受診者」という。)は、前条に規定する受診券及び飯塚市国民健康保険証(以下「保険証」という。)を健診機関等に提示しなければならない。

2 前項の場合において、受診者から飯塚市国民健康保険資格証明書の提示があった場合には、保険証の提示があったものとみなす。

(費用の負担)

第8条 受診者は、健診に要した費用の一部(以下「負担金」という。)を健診機関等に支払わなければならない。

2 前項の負担金の額は、1回につき個別健診500円、集団健診500円とする。

3 前2項の負担金については、受診者が、次のいずれかに該当する場合は免除するものとする。

(1) (略)

(2) 前年度に健診を受診した者(職場健診等の結果を提出した者を除く。)

(3) 当該年度中に年齢40歳、50歳及び60歳に到達する者

4 対象者が他の保険者が実施する健診を受けた場合に要した費用については、市と当該他の保険者が協議のうえ負担するものとする。

(R4-102 追加、R5-106 一改)

(健診結果)

第9条 市長は、健診を実施した健診機関等を通じて、受診者に対して健診結果を通知し、及び説明するものとする。

(実施報告)

第10条 健診機関等は、健診に関する記録を電磁的方法により作成し、福岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に提出しなければならない。

(健診結果の通知)

第11条 市長は、健診結果において、そのリスクに応じて必要な保健指導を実施するものとする。実施にあたっては、別に定める特定健康診査等実施計画によるものとする。

(R5-106一改)

(健診結果の提供の不同意)

第12条 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、加入者が加入していた保険者に対し、当該加入者の健診結果の写しの提供を求めるにあたり、加入者が保険者間の情報提供を希望しない場合は、オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健

康診査情報の提供に関する不同意申請書を提出しなければ ならない。

(R5-106追加)

(個人情報保護)

第13条 健診及び保健指導の情報の取り扱いに携わる者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)の規定を遵守しなければならない。

(R5-106一改・繰下)

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(R5-106繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要領の廃止)
- 2 飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要領は廃止する。

附 則(令和4年3月31日 告示第102号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年3月30日 告示第106号

別表

区分		内容	
特定健康診査	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧測定	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール		
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ-GTP	
	血糖検査	空腹時血糖 (随時血糖)	
	尿検査	糖、蛋白	
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
	眼底検査		
保険者独自の追加健診項目	血糖検査	ヘモグロビンA1c	
	尿検査	潜血	
	血清クレアチニン検査		
	尿酸検査		
	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
心電図検査			